

大阪市廃棄物減量等推進審議会

第1回手数料あり方検討部会

平成20年9月8日(月)

大阪市役所本庁舎 地下1階第8会議室

開 会 午後2時

清原企画担当課長代理

ただいまから大阪市廃棄物減量等推進審議会（仮称）手数料あり方検討部会の第1回部会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日司会進行をさせていただきます環境局企画部担当課長代理の清原と申します。

当部会は、7月18日に開催されました第41回大阪市廃棄物減量等推進審議会におきまして、ごみ処理手数料のあり方について検討する部会の設置が提案されたことから、審議会規則第4条によりまして設置されたところでございます。

本日は第1回目の部会でございますので、出席委員をご紹介します。

（出席委員紹介）

清原課長代理

なお、当部会の部会長には、審議会規則第4条第3項に基づきまして、藤田会長より村田副会長が指名されておりますので、ご報告をさせていただきます。

続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

（配付資料確認）

清原課長代理

次に、当部会の名称、運営についてですが、仮称ということで、まだ決定しておりません。審議会規則第8条の規定によりまして、藤田会長に名称、運営方法について定めていただきたいので、よろしく願いいたします。

藤田委員

いろんな考え方があると思いますが、安直で申し訳ないですが、「仮称」を取って「手数料あり方検討部会」ということで、いかがでしょうか。

もう一つ、運営についてですが、これも基本的には審議会規則がございますので、それを準用して運営をしていただく。村田部会長にお願いをすることになると思いますが、よろしく願いいたします。

清原課長代理

ありがとうございます。

先ほど出席委員の紹介をさせていただいたとおり、本日の委員の出席状況については、部会委員数4名のところ、4名様にご参加いただいております。半数以上の委員の出席がございます。当部会が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、以降の議事進行につきましては、村田部会長にお願いいたします。

村田部会長

第1回手数料あり方検討部会ですけど、長たらしいので「あり方部会」と略称させていただきます。情報公開のほうは、どういうふうになっていますでしょうか。

清原課長代理

平成7年8月9日に開催されました審議会におきまして、個人に関する情報など公開できない事項を取り扱う場合、または公開することによりまして審議会の公正かつ円滑な審議が妨げられ、または妨げられるおそれがある場合以外は、すべて公開することを決定しておりますので、当部会も公開で進めていただくようお願いできたらと考えております。

また、会議内容等につきましては、大阪市ホームページにも掲載されます。

なお、本日の審議会については、新聞社等報道関係の方はいらっしゃっておらないようですので、このまま議事に入っていただけたらと考えております。

村田部会長

傍聴の方は今日はおいででないですか。

清原課長代理

傍聴の方は来ておられます。

村田部会長

それでは、部会を進めていきたいと思っております。資料及び参考資料について、事務局から説明をお願いします。

松本収集輸送効率化担当課長

まず、参考資料をご覧いただきたいと思っております。

1ページでは、大阪市における収集許可業者について揭示しております。許可業者数、保有車両台数別許可業者数、それから許可業者団体につきまして、揭示させていただきます。

2ページから4ページにわたりましては、各指定都市の事業系ごみの取り扱い、手数料

料等に関する資料でございます。ただし、各市の条例に基づいて記載しておりますので、手数料の単位が1kg、10kg、100kgとばらつきがございます。この点についてご了解をお願いしたいと思います。

参考資料につきましては、またご覧いただきたいと思っております。

次に、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

1ページは、廃棄物の区分について説明させていただいております。廃棄物としては産業廃棄物と一般廃棄物があり、産業廃棄物は、事業活動に伴って排出される法令で定められた廃棄物。一般廃棄物につきましては、事業系ごみと家庭系ごみという分け方で、事業系ごみは産業廃棄物を除く事業系から排出される廃棄物、それから一般家庭から出される家庭系ごみという区分になっております。

産業廃棄物と一般廃棄物の中の事業系ごみにつきましては、廃棄物処理法第3条によりまして、事業者の責務ということで排出者の処理責任が求められます。また、事業系ごみと家庭系ごみを含む一般廃棄物につきましては、廃棄物処理法第6条で、市町村の責務ということで、市町村の処理責任になっております。市町村においては、一般廃棄物の処理について統括責任が求められております。

2ページは、大阪市における廃棄物処理ということで、当市におけるごみ処理の実情についてご説明をさせていただいております。

まず、産業廃棄物ですけれども、会社・商店等から排出されるものにつきましては産廃許可業者、それから大阪市の条例第23条の告示産業廃棄物、5名以下の従業員を抱えて事業をされている零細事業者等が対象になりますが、これにつきましては大阪市の焼却工場に直接持ち込んで処理をしていただくことが可能になっております。

事業系の一般廃棄物の部分は、会社・商店等から出る事業系ごみにつきましても、一部焼却工場に直接搬入されるケースがございます。それから、ほとんどの場合、会社・商店等から排出される事業系の一般廃棄物につきましては、許可業者が収集する。また、主に学校・公共施設等と10kg以上の事業者の排出分につきましては、大阪で直接有料で収集するか、もしくは10kg未満につきましては無料で直営で収集するという対応になっております。

家庭系のごみにつきましては、一部のアパート・マンションについては、居住者が要望されることが前提になるわけですが、許可業者で収集をされている。それ以外の普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、粗大ごみ、環境系、拠点回収（蛍光灯、マタ

ニティ等)につきましては、直営で収集をしております。資源集団回収(紙・缶等)につきましては、それぞれの団体で回収をされている。それ以外に、大阪市から委託という形で道路清掃を実施しております。ごみ処理の実情については、今申し上げたような体系になっております。

次に、3ページに移らせていただきます。3ページから7ページまでは、前回の審議会で報告させていただきました資料を再度あげさせていただいております。説明は若干省略させていただきたいと思っております。

3ページのごみ処理手数料を取り巻く状況ですけれども、本市条例で定めております一般廃棄物の処理手数料につきましては、平成4年度に改定して以降、現在に至っております。この間、社会状況の変化に伴いまして、ごみの減量、リサイクルが重要な課題となりまして、減量、リサイクルを推進するため、経済的インセンティブを働かせるための手数料のあり方等の検討が求められ、国におきましても、ごみの排出抑制や再生利用の推進などにつきまして法整備が行われている状況になっております。

本市では、平成17年8月に大阪市廃棄物減量等推進審議会から、経済的手法による減量促進、受益者負担の公平性、排出事業者に適正な負担を求めることなどの答申をいただきました。それから、市政改革に伴います当局事業の分析、また局長改革マニフェストにおきましても、ごみ減量を目指した手数料のあり方についての検討が必要という状況になっております。

次に4ページ、ごみ処理手数料の現状でございます。本市のごみ処理手数料につきましては、「廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例(第30条)」におきまして、一般廃棄物の処理手数料を定めております。また、第33条におきまして告示産業廃棄物の処分手数料を定めております。さらに、一般廃棄物処理手数料のうち粗大ごみの処理手数料につきましては、「廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則(第12条)」で詳細を規定しておりまして、ご覧いただけます4ページの上段の表のようになっております。

ごみ手数料に含まれます処理・処分の範囲につきましては、4ページの下段で若干説明を記入しております。処理につきましては、収集・運搬から焼却、埋立までを含みます。処分は、中間処理としての焼却から最終処理の埋立までを含む金額です。本市が現在有料で直営で収集しております毎日収集は、10kg当たり240円、定日収集と申しますのは週2回定日に収集する対応ですが、これについては10kg当たり180円、搬入手数料

は処分にかかわる部分でありますけれども、10kg当たり58円という対応になっておりません。

本市のごみ処理手数料の特徴ですが、粗大ごみを除きまして、家庭から出されるものと事業に伴って出されるものの区分がございません。1日の平均排出量が10kg以上で、毎日、もしくは週2回の定日に大阪市が直接収集を行う場合の処理手数料が、他都市に比べて非常に低いという状況になっております。さらに、10kg以下の定日収集、これは家庭ごみの収集と同一形態での収集になりますが、これにつきましては事業系、家庭系を問わず無料で収集ということがあげられます。この点につきましては、4ページに「家庭系・事業系の区分なし」ということで記入させていただいております。

5ページ、これまでのごみ処理手数料の推移ですけれども、現行のごみ処理手数料につきましては、平成13年12月に出されました大阪市廃棄物減量等推進審議会の答申に基づきまして、大阪市規則で定めております一般廃棄物収集運搬許可業者の搬入料金の減額率の解消が求められたことを受けまして、許可業者に対する段階的な減額措置の廃止を実施してまいりました。これを除きましては、平成4年4月に改定して以来、改定はいたしておりません。ただし、粗大ごみにつきましては、平成18年10月から有料化ということで、手数料は1個につき200円、400円、700円、1,000円の4種類を設定いたしております。

6ページ、手数料を今後検討するに当たりまして考慮すべき要因をあげさせていただいております。本市の処分手数料につきましては、17政令指定都市中16番目の水準で、全指定都市の平均金額の約半分になっております。本市手数料の特徴でもあげましたけれども、他都市に比べまして処分手数料が非常に低くなっていることで、事業系ごみの減量、リサイクルに対する経済的インセンティブが働きにくい状況が推測されるところと考えております。

7ページ、本市の事業系ごみは減量対策の重要性が高いという点につきましては、他都市に比べて事業系ごみの割合が非常に高いということがあげられるかと思っております。ごみ処理量の6割を超える事業系ごみにつきましては、大阪市廃棄物処理基本計画の進捗状況におきましても、家庭系ごみと比較して減量が進んでいない状況にあります。家庭系ごみについては概ね計画目標にすでに達しようとしているわけですが、事業系ごみにつきましては、まだしばらく目標達成に向けての努力が必要になってくると考えております。

なお、大阪市における事業系ごみの減量施策について、本年3月、審議会から答申を受けまして、事業者責任の徹底及びごみ減量リサイクルの取り組みを前提として進めるべきとの基本的な考え方に基きまして、ごみ減量施策の一つとして経済的インセンティブの導入についてもご提言をいただいているところであります。

以上が前回お示しさせていただきました資料で、再度ご説明をさせていただきました。

8ページ以降は今回の資料ということで、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、8ページ、事業系ごみの収集形態と課題。事業系ごみの収集形態といたしましては、直営収集（大阪市が直営で収集する）、許可業者収集、それから一般搬入という3分類になるかと思えます。

直営収集につきましては、毎日収集と定日（週2回）収集という体制になっております。1日平均の排出量が10kg未満の事業所につきましては、家庭系と同じ収集方法で収集しておりまして、定日収集で無料という対応になっております。こういったことで、事業系ごみの排出事業者責任の徹底には至っておられないわけですが、事業系をすべて有料になってきますと、本市では相当数あります住居併設事業所についての取り扱いの検討が必要になると考えております。それから、直営で事業系ごみの有料収集を継続する必要があるかどうかですが、現在、直営で事業系ごみの有料収集を10kg以上について実施しておりますけれども、許可業者の処理能力、他都市状況等を勘案した場合、大阪市として引き続いてこの分の収集をしていくかどうかといった検討が必要になってくるかと考えております。

事業系ごみの許可業者収集につきましては、処分手数料が58円と他都市の半額で非常に低く、結果的には減量、リサイクルへのインセンティブが働きにくい状況になっております。こういった状況打破のために手数料額の改定ということになるかと思えますけれども、手数料アップ分の排出事業者への転嫁の困難性が予想され、排出者負担原則が確保されない。それから、許可業者の経営状況に大きな影響を及ぼすことが考えられまして、手数料徴収方法の問題が課題として出てくるのではないかと考えております。それから、中小事業者のごみの減量、リサイクルが進んでいないといった実態が見受けられるということで、ここにあげさせていただいております。

一般搬入ですが、許可業者の収集と同様、処分手数料が低いと、減量、リサイクルへのインセンティブが働きにくいという結果になってまいります。

9ページ、今後の具体的な検討項目。本部会で今後ご検討いただく内容を、私どもの

考え方に基づいてあげさせていただきました。順序やこれ以外の問題等をご指摘いただきましたら、資料等を準備していきたいと考えております。とりあえず今後の具体的な検討項目として、排出事業者責任の徹底、それから受益と負担の公平性の観点から4項目をあげさせていただいております。適正な処理手数料、無料収集の範囲、手数料の徴収、排出量の認定基準。若干重複する部分がございますが、一応この4点をあげさせていただきます。

適正な処理手数料の課題としましては、他都市に比べ処分手数料が低く、処理コストとも乖離しているということで、先ほどの処分料58円等にかかわってくる問題であります。これにつきましては、今後、原価を反映した料金設定もしくは政策的料金設定（原価に対して±）の検討が方向性としては出てくるのではないかと考えております。

無料収集の範囲についての課題は、家庭系、事業系は明確に区分した上で、事業系についてはすべて有料にして排出事業者の負担を求めるべきではないか。これについては、

今後、住居併設事業所の取り扱いが問題になってくるのではないかと考えております。手数料の徴収につきましては、許可業者から排出事業者への転嫁が困難ということで、実際に排出事業者が直接負担できる方法が今後の課題となってくるのではないかと考えておまして、そういったことから有料指定袋制の検討が出てまいるかと考えております。

それから、排出量の認定基準でありますけれども、現在、処理手数料の排出量認定につきましては、比重3分の1で重量換算を行っておりますけれども、実重量との相違ということで、排出者にも非常にわかりにくい実情になっております。こういった課題に対して、今後、容積（袋サイズ）を基準に処理手数料額を検討ということで、先ほど申し上げました有料指定袋制の検討とあいまの形で出てくるのではないかと考えております。

10ページ、適正な処理手数料。原価主義に基づきます料金設定が一番基本的ではないかと思うわけですが、それと政策的料金（原価±）につきましては、メリット、デメリットをあげさせていただきました。

まず、原価に基づく金額のメリットといたしましては、減量に対するインセンティブが働く。それから、説明責任が果たしやすいといったメリットがあると考えております。デメリットにつきましては、今後値下げの可能性もあり、その場合にはごみ減量のインセンティブが働かない状況も想定される。

政策的な金額のうち、原価+ につきましては、メリットといたしまして減量効果が高いということで、発生量の抑制とリサイクルへの誘導、産廃の排除が可能になってくるといったメリットを考えております。デメリットといたしましては、不法投棄など不適正な処理が出てまいる懸念がございます。それから、算定根拠や効果についての市民に対する説明責任を果たすのが非常に難しい。

また、地方自治法第 227条（手数料）との整理が必要ということをおあげしておりますけれども、地方自治法第 227条第 1 項の中で「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」という条文がございます。平成11年の地方分権一括法の成立によって削除されました廃棄物処理法の旧の第 6 条の 2、6 項で、「手数料の額は、一般廃棄物の特性、その収集、運搬または処分に要する費用等を勘案して定めなければならない」ということで、原価主義の原則が明記されておりました。

これにつきまして、現行の地方自治法 227条の逐条解説は、「手数料の金額は、当該事務に要する経費と当該役務の提供から受ける特定の者の利益等を勘案して定めるべき」となっておりまして、利益も勘案要素として認められている状況ではありますが、基本的には経費を基準とする考え方が想定されております。

また、現行の廃掃法第 7 条12項では、「一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、市町村が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない」と、民間の業者料金につきましても、本市の金額を上回ることがないように規定されている趣旨がございまして、明確な判例や実例は見当たりませんが、原価を上回って金額設定する場合は、法制度に抵触しないかどうか、確認、整理が必要であると考えております。この点につきましては、後ほど各委員の皆様方からご教示をいただければと考えております。

次に、政策的金額（原価 - ）のメリットは、負担軽減ということで、零細事業者の保護につながっていく。デメリットといたしましては、事業者負担の徹底が非常に難しくなる。それから、減量に対するインセンティブが働きにくいという状況が想定されます。

以上、適正な処理手数料について私どもが考えておりますメリット、デメリットについてご説明させていただきました。

11ページ、10kg未満事業所の取り扱い。これは無料収集の範囲という部分になってくるかと思えます。1日平均排出量10kg未満の事業者は、家庭ごみと同様に無料という扱いで収集をしておりますけれども、適正な費用負担を求めることになってきますと、直営による事業系ごみの有料収集の継続について検討していく必要があるかと考えております。平成20年3月には廃棄物減量等推進審議会から、無料で収集している10kg未満事業所の取り扱いについて、排出者責任の徹底やごみ減量促進の観点から、経済的インセンティブの導入について今後も引き続き慎重に検討をという答申をいただいております。

現行は、家庭系、事業系の区分はやっておりませんので、10kg未満の場合は事業系を含めて家庭系ごみと同様無料という扱いになっております。排出者責任の観点からは、本来、家庭系、事業系は明確に区分して、事業系ごみについては少量であっても、排出事業者に負担を求める必要があると考えております。下段をご覧くださいなのですが、市内の少量排出事業者（平均排出量10kg未満事業所）は、単独事業所は4万5,000件、住居併設事業所は3万7,000件で、8万2,000件の零細事業所が平成18年度調査で出ております。これにつきましては、住居併設事業所の取り扱いが問題になってこようかと考えられますが、零細事業者の保護という観点からは、一定量の無料範囲の設定も一つの方法と考えられますけれども、公平性の確保からは、量にかかわらず事業系についてはすべて有料で対応していくという選択肢があるかと考えております。

12ページ、住居併設事業所の取り扱いをあらわしております。まず、下段の参考のところを見ていただきたいのですが、無料扱いの単独事業所は平均排出日量3.1kg、住居併設事業所の平均排出日量は2.8kgで、平成18年度調査ではこういった状況になっております。その中で、横浜市の基準では無料収集の範囲内ということで、参考資料の2ページ以降、「事業系ごみの収集主体」の「市収集」の欄をご覧くださいと思います。横浜市は、住居併設事業所のみ条件付で収集ということで、右端に「有料(家庭系と事業系を合わせて1日平均5kg未満または事業系3kg未満の場合は、市収集で無料収集)」となっております。

住居併設事業所の扱いは、まず一定量の無料範囲を設定する、それから事業系分は量にかかわらずすべて有料にするといった選択肢を考えます。

一定量の無料範囲を設定する場合、公平性の確保の観点では、住居併設事業所は無料範囲の設定量によっては単独事業所との均衡を失するという問題点があるかと考えてお

ります。

零細事業者の保護という観点では、負担の軽減は利点になるかと思いますが、単独事業所においても零細事業者があり、併設事業所に限定することは難しいという問題点があるかと考えております。それから、ごみの減量、リサイクルの推進の観点では、再資源化する動機を阻害するということが問題点として出てまいると考えております。また、作業面でも、世帯人員数によってごみの排出量が当然異なりますので、基準の設定が非常に難しい面があるかと考えております。

量にかかわらずすべて有料の場合、公平性の確保の観点では、住居併設と単独事業所との公平性が保たれるという利点がある。零細事業者の保護という観点では、排出量が一般家庭並みということで、当該事業者等からの反対が当然想定されますので、こういった点は問題点と考えております。それから、ごみの減量、リサイクルの推進につきましては、減量、分別のインセンティブが働きやすい点は利点であろうかと考えております。作業面につきましては、家庭系と事業系を分別せずに出された場合、無料で収集されることが考えられ、量にかかわらずすべて有料としながら無料で収集するという問題点が生じると考えております。

次に、13ページ、他都市における事業系ごみの取り扱い。先ほど若干横浜の分で説明させていただきましたが、他の政令指定都市で事業系ごみを収集している都市は非常に少ない。事業系ごみを収集している都市は、大阪市、静岡市、堺市。参考資料に戻りますけれども、2ページの一番下段の静岡市は、有料指定袋（1回10袋まで）で市で収集を行っている。3ページの堺市、4ページの大阪市が、事業系ごみを収集している都市。それから、条件付きで収集している都市は札幌市、横浜市、北九州市。区分困難もしくは少量といったことを条件に収集しております。それ以外の指定都市については、事業系ごみの収集は行っていない現状になっております。

14ページ、処分手数料の転嫁。処分手数料の現在の状況と改定した場合の予測を含めて記載させていただきました。現在、大阪市としては、許可業者から事業系の分を間接的に徴収しております。直営で収集している分については直接排出事業者から徴収しておりますが、基本的には排出事業者が許可業者に委託して、許可業者が排出事業者分を収集、大阪市の焼却工場に搬入して、当局の一般廃棄物規制担当から請求という形で、処理手数料の上限10kg240円によって許可業者と排出事業者が契約した分を、最終的には処分手数料10kg58円で大阪市に納入をしていただくという現状になっておりま

す。ただ、実態といたしましては、排出事業者が処分手数料を含んだ処理手数料で契約をされているということで、負担されている処分手数料が排出者側から見て非常にわかりにくいという現状から考えますと、排出段階での減量努力が結果的に経費の削減という形では見えにくいのではないかと考えられます。そういったことを考えますと、基本といたしましては、処分手数料の明確化が考えられるところであります。

手数料の改定を仮に行った場合、値上げ分を契約料金へ転嫁というのが本来の姿とは思いますが、実態といたしましては転嫁困難なケースも非常に多いので、排出事業者負担が確保できない状況になると非常に問題であると考えられます。排出事業者が直接負担できる方法、結果的には有料指定袋になってくるわけですが、こういった方向で考えられないかと思っております。

15ページは、広島市の有料指定袋制の事例ということで、広島市で公表されておりますチラシから抜粋いたしまして、そのまま掲載させていただいております。16年度（導入前）と18年度（導入翌年度）で約10%の減少。神戸市では、つい最近の新聞報道では3割減という報道もなされておったと思えますけれども、有料指定袋の導入で結果的に減量が図られている実情があらわされているものと理解いたしております。

16ページ、排出量の認定基準。現行の手数料の認定方法は、比重3分の1で重量換算をいたしておりますけれども、現実問題といたしまして実態と乖離しているというのが現状ではないかと考えております。45リットル袋1個=15kgといった排出量の認定を行っておりますけれども、排出場所での個別の計量は我々の作業としては当然できません。今後、重量換算についての改正を図っていく必要があるかと思えます。

他都市の事例では、大体5分の1（0.2）程度の重量換算になっております。参考としまして、18年の家庭ごみの組成分析調査では、0.2を下回ります平均比重0.13、平成19年度の事業系ごみの排出実態調査では、平均比重0.11ということで、他都市の0.2をまだ下回っている実情にはなっております。こういったことから、組成、かさによってごみ袋の重量は個々に異なるため、このままでは排出者に対する説明が非常に難しい。それから、比重との乖離が大きいので、実重量と契約重量に大きな差が生じているのが実態であろうかと考えております。実態の比重を適用すれば、現行料金の考え方では手数料の切り下げということが出てまいりますので、ごみ減量に対するインセンティブの低下が考えられます。この場合には、重量換算よりも袋別の手数料の設定が一番わかりやすいのではないかと考えております。以上、説明を終わらせていただきます。

村田部会長

手数料を審議するということなんですけれども、最終的には廃棄物の減量化で、そのための手段ということですね。手数料を決める時にはいろんな利害関係者がいて、許可業者、市民の方、あるいは排出源、小規模なところや大規模なところ、あるいは雑居ビルのようなところをどう考えるか、いろんな問題が出てくるかと思います。一つのところを議論すれば、ほかのところに影響するという形で、全部入り組んでいるんじゃないかなという感じがしたんです。

1ページは、廃棄物の区分ということで、法律に従って整理されたものだろうと思います。問題になるのは2ページ以下ですけれども、先生方からご意見なり質問、わかりにくかった点ありましたら、遠慮なくお願いできますでしょうか。

田村委員

確認事項ですけれども、7ページの事業系ごみの推移を見ると、一応減っている。処理計画量より少ない水準で推移していると思うんですけど、減っているのは、リサイクルとかの減量効果なのか、あるいは経済活動が低迷したことによる減少なのか、どっちの効果が大きいんですか。

深津企画担当課長

なかなかそこが明確に分析できていないところが実はございます。ただ、この間も我々はいろんな施策を打ってきておりますので、施策の効果もあるでしょうし、先生がおっしゃっています経済的な状況も当然背景にはあるかと思うんです。明確なことを申し上げるのは難しいですけど、両方合わさってこういう状況になっているのかなと思っております。

村田部会長

私のほうからもお尋ねしたいのですが、2ページの表の読み方ですけれども、左端に「事業系」という字が書いてある。その隣に点線がありますね。それがずっとスライドして処理計画の天井、一番上のところにちょうどパラレルに並んでくるということなんです。

松本課長

一般廃棄物処理基本計画そのものは、市町村の処理責任の範疇で。

村田部会長

産業廃棄物のところを省いたということですね。それがずっと右のほうに来て、「会

社・商店等」のところが一番天井になるわけですね。

深津課長

はい。

村田部会長

その上を見ますと、告示産業廃棄物。これは「あわせ産廃」のこと？ いわゆる11条2項の、ついでに余力があったらやってもいいよと。中小企業に対してね。告示産業廃棄物というのは、もともと産廃なんでしょう？

松本課長

そうです。

村田部会長

それをついでに一廃と合わせて処理することができるよと。

松本課長

産廃そのもので。

村田部会長

産廃でしょう？

松本課長

はい。合わせて取るんじゃないかと、産廃そのもので、大阪市の中で5名以下の従業員の零細事業者に対する救済措置的な部分ということ。

村田部会長

余力がなければ処理をしてあげなくてもいい。余力があるから、零細企業の人たちにはやってあげようと、そういう趣旨ですね。

山本一般廃棄物規制担当課長

部会長がおっしゃるように、これはあくまでも産業廃棄物です。

村田部会長

一廃と合わせて処理する能力がある時には、やってもいいよという規定がありますのでね。

山本課長

あくまでも産業廃棄物ととらえながら、やってもいいということですよ。

村田部会長

そういうことですね。そして、産廃許可業者というのがはみ出てるわけですね。会

社・商店等は産廃許可業者にやってくださいということで、これは我々の守備範囲外とそこに書いてある。上の会社・商店等の産廃はもちろん産廃許可業者に行って、下の事業系の一廃は許可業者のところへ行くのもあるということですね。

松本課長

直接持ち込む場合と許可業者と契約されている場合、それから一部ですけれども、学校・公共施設については直接大阪市と契約をいたしまして、直営で収集をしている場合がございます。

村田部会長

右端の一番下、「道路清掃：民間委託」と書いてますよね。それは、左のほうの一廃のカテゴリーに入っている。そして、家庭系のカテゴリーにも含まれるということですか。

松本課長

一般道路の夜中とかの清掃については、家庭系に入ると言い切るのもおかしいですけど、一般家庭の生活との関連という部分で出てくるということでの整理。従来から処理量の中に大阪市は算定して入れております。

村田部会長

道路清掃で落ち葉を集めたりとかそういうのではなくて、もう家庭系に入れてるのかなあと思って。そういう意味じゃないんですね。

松本課長

ここで言う民間委託の分はそうではございませんけれども、大阪市でやっております環境系のごみという部分では、直接収集という形で清掃も含めてやっております。その分については、家庭系と申しますか、環境系という区分をいたしております。

村田部会長

学校とか公共施設は家庭系の中に入らなくて、事業系に入るわけですか。

松本課長

そうですね。事業系です。

村田部会長

学校ごみ、あるいは公民館ごみとか区役所ごみとか、市役所のごみとか、それは事業系の一般廃棄物。

松本課長

はい。ただ、大阪市が直接収集しているケースが非常に多いです。

村田部会長

多いですけどね。ここに「学校・公共施設等」と書いてあるのは、そういう趣旨ですね。それは事業系のラインのちょうど真上ぐらいになるんですかね。学校でも小さな学校、それから排出量が小さいところは、10kg未満ということでオミットしているわけですか。

松本課長

学校については、10kg未満はほとんどない。量を認定をしますので、それによって当然金額とか、毎日収集に行く場合と週に2回の定日に行く場合という分け方をしておりますので、結果的には量の問題です。小さいところはもちろん少ないですし。

村田部会長

幼稚園とか保育所とかね。

松本課長

それは量によって、払っていただく金額によっての区分になってくると思います。

村田部会長

これは表の確認だけの話です。

竹内委員

10ページの適正な処理手数料についての考え方の整理ですけれども、非常に興味深く拝見させていただきました。原価に基づく金額を決めるという考え方と、政策的な金額の設定の仕方、大きく分けると2種類、± を入れると3種類ぐらいあるということですね。それから、地方分権一括法との兼ね合いで、これまでだったら手数料は処理にかかった経費で決めなければいけなかったのが、利益を考慮することができるようになった。

私は、この利益を市民全体の利益ということで考えれば、原価だけに基づかない金額設定というのも今後は可能になってくるのではないかなと。ただ、私は法律の専門家ではないので、勝手な解釈になっているかもしれませんけれども、法律の精神としてはそういう決め方になっているのではないかなとおうかがいしました。それが1点です。

もう1点、実際に原価主義を貫いたとしたら、たぶん20円とか40円、100円、200円では済まなくて、40リットルの大袋当たり 300円から 400円ぐらいかかるんじゃないか。

これは自治体によって違うので、国全体の一般廃棄物処理にかかわった費用を国全体から出ているごみの数量で割ったらこれぐらいになったというただの試算なんですけれども、確か 300円か 400円ぐらいになったと思うんですね。でも、各自治体で導入されているごみの有料化の水準を見てみると、大袋で20円から40円というのが多い。これは事業系ではなくて家庭系の話なんですけれども。ということで、原価主義を貫いたとしたら一体いくらぐらいになるのかなというのに興味を持ちました。

藤田委員

2ページのところで、この部会で検討するのは一般廃棄物だけですよ。基本計画分をターゲットにするということですが、第23条の特例で零細事業者等の直接持ち込みがあると、市としてはきちっと計量されているのかどうかというのが一つです。だから、もうちょっと上までを減量の対象としているのかどうか質問になるのかもわかりません。

松本課長

告示産業廃棄物については、常時従事者5名以下を抱えておられる事業者で、建設工事等に伴う場合については月量20t、それ以外の場合については月量3tを基準にいたしております。計量については焼却工場に搬入時点で可能になります。一応そういう基準は定めております。

藤田委員

ということは、それは明らかに産業廃棄物として削除していったって、我々が今対象としようとするのは、事業系の一般廃棄物も含めて一般廃棄物、この計画の中に入っているものを対象としているということですね。

松本課長

ただ、先ほど説明させていただきました条例の中に、告示産業廃棄物も含んでおります。

藤田委員

例えば7ページの「本市のごみ処理量の全体の6割を占める」というところですね。たまたま2ページにこういうふうに表現してもらったので、2ページと7ページの横棒のグラフはどういう関係なのかなと。量ですね。

松本課長

7ページの量につきましては、一般廃棄物の事業系ごみの許可業者の分が6割を占め

るという内容のものなんです。

村田部会長

条例23条は、当然除外しているということですね。

松本課長

23条の告示産業廃棄物については、除外といいますか、結果的には手数料改定が全体に及ぼす影響ということになってきますと、当然そこにも入ってくる。先ほど4ページでご説明させていただきましたが、告示産業廃棄物の処分も58円となっていますので、私のほうで今限定してどうということではないですけども、そういった内容にまったくかわらないということではないと私は理解しているんですけども。

村田部会長

本来のほうを動かせば、告示産業廃棄物も動くこともあり得るということですね。

松本課長

まあ、そのように考えておりますが。

藤田委員

普通は連動しますよね。

松本課長

その時に、今やっております零細事業者に対する対応という問題もございますので、その部分についてどうするかというのは、今後、議論の対象かなと思いますが。

村田部会長

料金を決める時は、許可業者さんの数が大阪市は非常に大きいですね。ほかと全然質が違うということですね。そういった要素も、例えば6ページで大阪市が右から2番目、50%ぐらいしかない、そういうところにこれまで影響してきたということですかね。やっとなさ58円にやったんですけども。

松本課長

料金設定そのものだけではないと思うんですが、現実にはそういう料金設定によって減量、リサイクルという方向に進んでないのではないかと。

村田部会長

例えば58円をもう少し上げるとか、ほかの家庭系ごみの直営の分も。そうすると経営に影響を及ぼすと言われていましたから、つぶれたりする業者さんもたくさん出てくるんじゃないか、そうすると困るんじゃないか。だから、なるべく上げないほうがいいで

すよ、現状のままがいいですよということを言外に言われたのでは困るわけだね。

松本課長

そういう考え方もあるとは思いますが、私どもとして、そういう考え方をということではないです。どちらにということでもございませんので。

村田部会長

どうも影響を及ぼしそうですな、これは。

松本課長

転嫁する時の問題として、有料袋制が結果的に考えられる一番いい方法ではないかというところへ流れていく中での問題として、直接契約金の中に新たな金額ということになると、事業者側にとっては言いにくい問題になってくると思うんです。

村田部会長

例えば1人でやっておられる業者の方がいますね。袋制にするわけでしょう？ そうすると、1人の業者は大変ですわね。ちゃんと従前どおりできるのかどうかというのがね。重量制ですよとか、袋制ですよとか、ちょっとやりにくい。

藤田委員

たぶん今の部会長の発言と関連すると思うんですけど、一つの考え方として手数料のあり方を検討しているんですけども、一般廃棄物の場合、特に家庭系を考えると、リサイクルに回っていくのが非常に大きくなってきて、それがいわば減量の効果を生んできたと考えられますね。そうすると、我々の次のねらいとしては、事業系の方に対して「リサイクルを進めてください」ということをお願いしていくのが筋だと思うんです。現実の問題として彼らにリサイクルをお願いした時に、主として制度上の問題も含めて対応できるかどうか、そこはご説明をしていただかないと。

例えば家庭系の場合ですと、ある自治体とか学校の組織とかで定点で回収とかをやっていますね。それに対応するような制度を持っているということが前提になると思うんです。そうすれば、当然、「そっちへ回してください」ということをお願いできるので、もし有料化という方向に行ったとしても、結果としてはコストが安くなる形になって、あまり大きな負担増にはならない。特にオフィス系ですと、紙とかが非常に多い。0.1とかいう比重がそれを物語っていると思うんですね。そうすると、「ここへ行けばいいですよ」ということをきちっと言ってあげれば、「実は意外と大きな負担にはなりませんよ」ということも説明できると思うんです。一度、オフィス町内会とかいう話もあり

ましたけどね。

村田部会長

矛盾してると思うんですよね。減量化によって排出者が3個出したやつを2個にする。1人業者の方に営業を縮小してくれということをお願いせないかんことになってくるわけでしょう？ 片方はそういった方々の経営を考えてあげないかん。そうすると、「ごみをようけ出してください。1人業者の方が飯を食べるようにしてあげてください。ごみどんどん出してください」ということも言わなきゃいかんのかなあ、ちょっとつらいなと。そのへんはどっちのほうを割り切ったらいいんでしょうかね。業者保護なのか、あるいは住民の排出ごみを減量するか、衝突する面が必ず出てくると思います。ついでに言いますと、14ページ、処分手数料の転嫁ですけど、1人業者さんが多いということなんですが、利益の源泉は何でしょうね。彼らが飯を食べる利益。大阪市内に58円納めるわけでしょう？ 排出事業者さんからは240円が上限ですから、その差額ですか。差額が儲けになる。コストもかかりますけどね。

松本課長

市民の世界でいろいろあると思いますけど、基本的には一応こういう考え方です。

村田部会長

そうすると、大規模な業者さんのほうが飯を食いやすい。どうなんですかね。そのへんがちょっとわからないんですけど。

山本課長

240円の差ではなくて、大阪市が直接集めて処分をやる時が240円でございますので、条例上、許可業者さんは特別な場合を除いてそれ以上取ってはいけないという定めはありますけれども、許可業者さんは民間の排出者さんと契約をして、大阪市の工場に持っていく時に10kg当たり58円を払わなあかん。要するに、契約された額の中のコストとして58円が出てきますので、あとは車の経費とかそのへん、要するに契約額と大阪市内に納めなければいけない処分手数料の58円のコストとか人件費とか、その分の差額が利益ということになります。

村田部会長

基本的にはいくら取ってもいい。現実はどうじゃないと思うんですけど、建前はいくら取ってもいいわけですか。

山本課長

上限額は10kg当たり 240円と条例上は決まっていますので。

村田部会長

だから、240円までは取れるということですね。

山本課長

そういうことです。ただ、なかなか実態として240円まで払ってくださる事業者の方はいない。

村田部会長

150円かもしれない。1,000円というのはだめ、500円というのもだめなんですね。

山本課長

もっとも、非常に長距離を引き出してこないとかかんというような特別な例はありますけれども、基本的には許可業者の皆さんは240円の上限額以下でご商売されていますので、240円の上限額を取れているようなケースはあまりないと理解しております。

田村委員

さっきのリサイクルの件とちょっと関連して確認なんですけど、事業所から出る事業系一般廃棄物の組成分析調査とか、あるいはアンケート調査でどんなものが出るかというデータは、どこかにあるんですか。何がどれぐらいとか。

深津課長

事業系ごみの排出実態調査、実は私ども、昨年初めて実施しております、ここには比重の関係だけ出しておりますけれども、分析結果は一応出ております。

田村委員

やっぱり紙ごみが多いんですか。

深津課長

紙ごみが多ございます。

田村委員

そのリサイクルの施策とかというのは、今まで別に何かとっておられるんですか。

深津課長

その部分がまだ我々として十分にお示しできていないといいますが、実際に機能するような形で施策が展開できていないという問題は確かにあるところがございます。

田村委員

もしできれば、事業系ごみの実態調査の結果を見たいんですけど。それと、もう一つ確認なんですけど、2ページの棒グラフの会社とか商店とか10kg未満とかいろいろ書いてありますけど、この割合は大体の割合を示しているんですか。

深津課長

そうです。これは量とリンクしておりません。大体の割合ですので、このとおりではないということです。

田村委員

このとおりではない？

深津課長

量とリンクしているものではないので、概念的に整理しておりますので。

田村委員

この10kg未満の事業者が排出する量が事業系一般廃棄物全体の何%ぐらいに当たるかというのは、大体出てるんですか。

深津課長

11ページの下のほう、これも18年度の調査でございますけど、10kg未満と思われるところは大体8万7,000t程度年間出ているということです。事業系全体で概ね90万tでございますので、単純にいきますと1割ぐらいかなと。ちょっと粗いんですけど、そういうイメージで理解しております。

田村委員

あと、もう一つだけ確認ですけど、家庭から出る一般廃棄物の指定有料袋制とかはまったく考えておられないんですね。

深津課長

今、大阪市では、これまで施策を進めてきたこともございまして、家庭系のごみは他都市と比べても減量はかなり効果を上げているという理解をしております、あくまでも家庭系ごみの有料化は最終手段といえますか、市民生活に及ぼす影響が非常に大きゅうございますので、そのへんについては今現在まだ検討しておらないということでございます。

田村委員

わかりました。

村田部会長

11ページの単独事業所というのは、ビル単位ですか。例えば雑居ビルみたいなのがありますね。設計士さんの隣は税理士さんが入ってたりとか、1人でやっておられる単独事業所、それは一つひとつをユニットと考えるんですか、ビル全体をユニットと考えるんですかね。

ダストシュートでわっと皆ほかしますわね。3階建てとか4階建てぐらいのビルで、設計士さんがおられたり、税理士さんがおられたり、あるいは弁護士がおったりしてね。北区はそういう雑居ビルがたくさんあるんです。会計事務所なんて、ごみをようけ出しますけどね。ダストシュートにつっこんで、ビルのオーナーさん、あるいは経営者がまとめて、一つの単独事業所と考えるのか。そうじゃなければ、出す時に袋を別々にビルの前に並べないかん。

藤田委員

事業所というのからいけば、基本的にはまさに事務所でしょう。ビル一つじゃない。

村田部会長

ビル一つじゃないですわね。そうすると、1人で仕事をやっておられるところもありますし、ビルの中で印刷をガッチャンガッチャン2、3人でやってるところもありますし、業界紙をつくってたり、それからコンサルみたいなね。東京へ行くとたくさんありますが、調査機関みたいなのがたくさんあったりして。

山本課長

部会長がおっしゃっている単独事業所というのは、10kg未満のところの？

村田部会長

そうそう。

山本課長

これは、現在、10kg未満で無料で大阪市が直営で取っているところで、住居併設事業所というのは、1階がたばこ屋さんの店舗で2階に住んではるようなところ。あと、小さな町工場で、一般家庭と同じように、週2回、ごみが2袋ぐらいしか出ないところがあります。例えば雑居ビルなんかですと、袋数がそれ以上になったら有料という形にならざるを得ない。

深津課長

それはビルとしてとらえるということです。ここで書いておりますのは、事業所その

もの、単体でございますね。

村田部会長

そういう場合はビルが事業所になってるわけですか。マンションメーカーがおって、隣が設計事務所とかいう時。

山本課長

例えば集積場所に週1回出すとしたら、1件1件は少なくとも、それが20件も30件も山のようになっているところを大阪市が無料で収集するということはやっていないと思います。ごく一般的なご家庭と同じぐらいの数の袋しか出ていないけれども、下駄履きの店舗みたいに住居と事業所が一体になっているところもあるし、どうも住んでないようだけれども、工場をやっていて、非常に小さくてそれぐらいしか出てこないというイメージだと考えております。

村田部会長

単独事業所というのは、とらえ方によっては10kg未満になったりならなかったりする、ふと思ったので、質問したんですけど。

松本課長

12ページにあげておりますように、平均排出日量 3.1、住居併設の場合は 2.8という実績であげておりますので。

村田部会長

住居併設事業所はわかりやすいですわね。下が喫茶店で、上に住んでるとか。

松本課長

わかりやすいですけど、事業系と家庭系のごみの区分がわかりにくい。

竹内委員

これ、横浜のケースがちょっと参考になり得ると思うんですけど、事業系と家庭系を合わせて5kg未満の場合は無料という区分になっていて。

松本課長

ほかの2市もそうですけど、結局は区分し難い、なおかつ少量という限定での話かと考えられます。

村田部会長

大阪市が中小企業が多い、零細企業が多いと言うけど、横浜も多かったり、川崎も多かったりするんでしょうね。だから、大阪市の特殊事例というわけではないんでしょう

ね。

深津課長

そうですね。大都市一般見ましたら、大体同じような傾向はあると思います。

村田部会長

ほかの市の例を参考にして、例えば横浜市式にやるというのもあり得るわけですね。大阪市は社会状況が違うよということでもないですね。

松本課長

ですから、今回の考え方の一つとして、量を決めて大阪市が引き続いて無料で取るか、もしくは事業系はすべてゼロから有料、その選択肢はあると思います。

村田部会長

大阪市は中小企業のまちだと言われているから、特殊な制度、新しい別の制度をつくらないかんという割り切り方はせんでもいいわけですね。よその市も一緒みたいな感じで。

松本課長

ただ、事業系ごみを基本的には取っていないところが多いと理解できると思うんですけど、それからいたしますと、基本的にはそういう考え方が一つある。その場合に、大阪特有の住居併設の場合、端的に申し上げますと、どこで割り切るかという部分だと思うんです。

村田部会長

排出の形態は似ているけれども、収集許可業者さんの形態は明らかに違いますわね。ほかの市は非常に少ない。大阪市は多い。そこはちょっと違うみたいな感じがする。制度を決めるのに、あとは一緒かなという感じもします。

竹内委員

リサイクルの話にちょっと戻らせていただきたいのですが、これまでの研究の成果によると、分別が進んでいる自治体のほうが有料化をした場合にその効果が高いということがわかっていまして、単に有料化するだけではなくて、分別の場合に逃げ道をつくってやるというか、別のルートをちゃんと整えた上で導入したほうが、より効果が高くなるだろうと思います。

それから、神戸市は去年の4月から事業系の指定袋制を導入したんですけれども、市の方とちょっと話をしたら、純粹に有料化したことによる減量効果というのはあまり期

待されていないくて、むしろ可燃ごみと資源ごみの金額の差がより強くなることによって、可燃ごみの中に入っていた資源ごみが分けられていくことを期待されていたようなんですね。ですので、単に有料化して減ることを期待するだけではなくて、ごみの流れが導入した前と後でどう変わっていくのかを考えて制度設計をしたほうが、より実りのある仕組みになるのではないかと思います。

田村委員

10kg未満の小さい事業者についてどう考えるかみたいなところもいっぱいお話の中にあっただんですけど、要するにごみの9割方はもっとでかいところなんですよ。なので、そっちのほうの施策をまず考えたら、当然流れもしっかりしているし、量も把握しやすいし、減量効果も大きいと思うんです。処理量を考える順番というんですかね、処理料金をどういうふうに設定するかという時に、10kg未満の事業所の取り扱いを何が何でも先に頑張って考えなきゃいけないのでしょうか。

松本課長

そういったことではございませんでして、事業系をトータルで考えるという大前提はもちろん変わりないですけども、その結果、大阪市特有の問題として、現に10kg未満の事業系のごみを無料で収集している問題に対してはどうなのかという考え方。それだけを出してというつもりはさらさらございません。基本はトータルで、9割方の一番大きな部分にインセンティブが働きかけられるようなというのが大前提です。ただ、いわゆる事業系ごみということで考えた場合、そこまで入ってくると理解はしてるんです。

田村委員

範囲としてはそうですね。

松本課長

ちょっと大阪市の事情みたいなものを申し上げ過ぎたかもわかりません。そこは私の説明の問題があったかもしれません。

竹内委員

10kg未満の事業所の取り扱いを含めてですけども、こういう取り方をした場合に、これくらいお金が集まって、これくらいごみが減るだろうという、シミュレーションと言うと大げさになりますけれども、見積もりみたいなものを何かつくったほうが見通しがよくなるような気がします。これくらいの範囲で集めたら、これくらいごみが減るだろうとか、これくらいお金が集まるだろうとか。それに対して費用はこれくらいかかっ

ているだろう。そういう表みたいなのをつくと、見通しがよくなるのではないかなと思います。

村田部会長

そうですね。見通しがあったら、制度をつくりやすいですね。

深津課長

なかなか減量効果というのは難しいところですけどね。

竹内委員

ただ、これまでの事例で言いますと、例えば環境省が19年に出している『有料化の手引き』というのがあるんですけども、これによりますと大袋1袋40円ぐらいで10%強の減量効果があるとか、碓井さんという方がやられた研究だと、袋の価格が10%上昇すると0.8%ぐらい減量効果があるとか、そういう研究例があります。正確な予想はまず無理ですけども、大雑把にこれぐらいは減るという傾向はこれまでの調査でもわかっていますので、見通しを立てるのが大事なんじゃないかなあと思います。

村田部会長

そういう先行事例、研究があるわけですね。

竹内委員

いくつかは。

村田部会長

事務局のほうはお持ちですよ。提示していただいて、それをベースにして何かできないかという話ですね。

藤田委員

それがあると理解しやすい。さっきの発言もそうだけれども、リサイクル可能な部分が減っていくというのは、見えてくるはずなんですね。そうするとこれだけの減量効果が出てくるだろう、極端に言うと「重さがこれぐらい減りますよ」ということで、それに対して従来これだけかけてたのを倍にしたとしても、実は負担はほとんど同じですよとかね。何かそういう形にうまくなってくれば、非常にいい。ただ、無料のところを有料にするというのは、当然大きくこたえてくると思うんですけど、それでも減らせばあまり大きな負担にはなりませんということになってくる。まさに説明がしやすくなると思います。

村田部会長

最終命題は、やっぱり量を減らすということでしょうね。しかも、事業系のごみを減らしたいということなんでしょうね。そうすると、許可業者さんに影響するということも頭の中に入れとかないかんということになりますかね。

6ページの表ですけれども、大阪が右から2番目だと。他都市に比べて処分手数料が低い。これまで大分修正したわけですよ。2段階か3段階で、やっとなら58円になったということなんですけど、それでもなおかつ、ほかの都市に比べて低い。

山本課長

ここの分は処分手数料ですので、許可業者手数料ではない。それは平成4年ぐらいからずっと58円。

村田部会長

許可業者も58円でしょう？

山本課長

許可業者さんは今まで低かったんですけど、今、58円になったということでございます。

村田部会長

そうすると、これより上げると、許可業者さんと一般処分手数料とはズレができますか。料金にギャップが出ますかね。業者さんは、今、ちょうど同じになってるんですね。またそれが分かれていく可能性というのはあるわけですか。そこまでは考えてない？

深津課長

基本的には一般の場合もごみの処理・処分の手数料ということでございますので、同一であるのが原則かなあと私は思っております。そういうことで今まで近づけてきて、やっとなら58円まで整理されたということです。

村田部会長

今度上げる時は、両方とも一緒に上げると。

深津課長

そうあるべきだと私は考えております。

竹内委員

13ページに事業系ごみの取り扱いが整理してあって、本市が収集体制を確保して受託

収集をする必要性があるかというお話が出ていて、これも何回か言及されていたんですけども、今回の手数料制のあり方のお話とこれと、どうも直接関係があるのかないのか、ちょっとわかりづらいところがあるなあと聞いておったんです。

と言うのは、例えば収集を市がやめてしまうと、民間がやることになって、普通は収集・処分料金が240円よりも下がるかもしれないというお話はわかるんですけども、それが今回の手数料制度のあり方のお話とどう関係があるのか。そのあたりも含めて、単に処分料金の値上げというだけの話ではなくて、この検討会では収集・運搬の料金も含めて議論していくという理解でよろしいでしょうか。

松本課長

そうですね。基本的に大阪市が、以後も含めて、料金改定ある・なしにかかわらず、事業系ごみを収集していくのかどうかも一つの課題と考えております。そういった観点の中で手数料改定という問題が出てきた場合に、同時平行的な考え方として、他都市の事例を参考にしながら考えた場合、どうかなという形でここでは記入させていただいております。

深津課長

竹内先生のお話ですが、最終的にどういう収集体制をとるかというのは、私ども行政の判断になろうかと思えます。ただ、そういうことも頭に入れながらご議論いただけたらと。最終的には我々のほうで判断していくべき内容かと思えます。

藤田委員

今の問題はすごく難しい。例えばいろんなところで公共事業を民間にお願いする。お願いの仕方もいろいろですよ。PFI事業みたいな形でやるのか、あるいは一部を受け持つような形で委託するのかとか、全部投げってしまうのか。条件は違うかもわかりませんが、ナポリのように公共事業がストップしてしまったら、「大阪市は大変ですね」という話になるし。それはもっと別のところで話をしていくべきことだと思うんです。いずれにしても大阪の場合、非常にコンパクト。二百数十万がコンパクトかと言われるとおかしいですが、密度的に非常に有利な面を持っていると思うんですね。神戸市の例と大阪市の例とはまったく違うと思うんです。だから、私は逆に、6ページの図を見て、千葉とか埼玉が210円とか178円とか、これは処分料ですよとは言うけれども、彼らにしたら無理してどんどんまちを大きくして行って、そんなに無理するからこんなことになるんですよということを物語ってるような気がするんですね。

村田部会長

輸送距離も遠いしね。

藤田委員

これは輸送は入ってないにしても、たぶんそういうことがあるんだと思います。逆に、大阪は行政コストが安いというの、まちの魅力の一つにはなるんじゃないかなという気はします。でも、原価主義ということで、ある程度適正な値段を負担してもらうのはしょうがないという気はします。

村田部会長

将来、先の先の話で、民営化というのもあるのかなと。そこまでは議論しなくても、頭に入れとかないかんことでしょうね。指定管理者がいいのか、全部独立の法人にしてしまうとか、会社つるとか、そんな話が出てきそうかもしれんけど、それは大分先の話。そういうことも我々は知ってなきゃいかんでしょうけどね。

零細事業者の保護というのは、いつの審議会でも出てくるんですけど、必要なんでしょうかね。例えば大規模で多量の一廃を排出される場所はむしろ安くしてあげて、零細企業は、それこそ千葉や神戸じゃないけど、コストがかかるから高くする。零細事業所は集めるのが面倒くさいですからということで、かえってコストを高くせないかんという逆の考え方は全然ゼロですかね。1袋だけ出して、集めに回ってる。大規模なところは、わーっと出て、減量効果も焼却コストも収集コストも安いだろうし、どうですか。零細事業者の保護というのは、どの法律も書いてますけどね。循環基本法にも書いてましたかね。

深津課長

ちょっと難しい。

山本課長

ルート回収をして、一括で処分していますので。零細のところだけに行って、そこだけで燃やしたら、少ないから高くなると思うんですけど。

村田部会長

だけど、スローガンとして、みんな同じにしたら。それはないですかね。ごみ処理手数料も、零細企業はかわいそうだから援助してあげないかんという。中小企業庁みたいな感じのね。

田村委員

手数料がいくらになるかで、零細企業に配慮しなきゃいけないかどうかは、逆に考えなきゃいけないんじゃないでしょうか。

村田部会長

どのぐらいに設定したら安くしてあげようかということですね。

田村委員

そうですね。特に配慮する必要もないぐらいの手数料だったら、「みんな一緒に払いましょう」でもかまわないでしょうし。

村田部会長

そのへんは事務局で考えられたことはありますか。

深津課長

そこまでは考えたことないですけど、原則はやはりゼロからといたしますが、事業系は基本的には有料だという考え方に立って、その上で料金設定の状況とかを見ながら、何かする必要のあるのかを考えていかざるを得ないかなとは思っています。

田村委員

基本的に金額設定のほうは、その9割を占める零細ではないほうで、考えていくことになるのかなと思います。

村田部会長

そうですね。特別割引をしてあげる要素が出てくるのかどうかということですね。だから、前もってのスローガンには入れないでいいんじゃないかなと。

深津課長

そうですね。前もってのスローガンは、やはり事業系は原則有料ということかなと思います。

村田部会長

田村先生がおっしゃるとおりだと思います。今日は1回目ですから、たたき台ということで、また改定版ができて何回か議論をするということになりますでしょうかね。

深津課長

今日は1回目ということで、網羅的に現状をご説明申し上げて、大雑把でございますけど、課題を抽出させていただいたということです。次回以降は、今申し上げた論点を掘り下げて、我々の状況ももっと詳しくご説明申し上げて、いろいろご判断いただくべきとこ

ろはご判断いただくということで進めたいと思います。

村田部会長

竹内先生がおっしゃった、使えそうなデータがあるんじゃないかという話。そうすると、今日の議論は整理していただいて、次回にもう少し付け加えて、修正するところは修正して、深く掘り下げる点は掘り下げるということで、個別に課題を検討していく。何回くらいをご予定でしょうか。

深津課長

お手元にスケジュール案をお配りさせていただいております。非常にタイトな日程になっておりますが、今回の手数料の関係は5回くらいの部会で一応部会報告のとりまとめをお願いできないかなあと考えております。

村田部会長

11月は、

深津課長

できれば11月に審議会を一度開かせていただいて、「こういう形で今検討しております」という報告を中間報告という形で上げられればと考えております。

村田部会長

これは藤田先生が招集される審議会ということですね。

深津課長

そうです。本審議会でございます。それで、今年度中に部会報告をとりまとめたいただきまして、21年度早々に本審議会に部会報告を上げていただければ、私どもとしてはありがたいなと考えております。

村田部会長

月に1回ということですがけれども、これで十分に議論ができますか。

深津課長

それは私どもの希望といたしますか、あくまでも案でございますので、審議の内容に応じましては長短出てくるかと思えます。その時はまた、お願いしたいと思えます。

村田部会長

そのほか、先生方、何か今日言うておくべきことがありましたら。

藤田委員

一つ、他都市の例でけっこうなんですけれども、事業系のほう、紙ごみとかに対し

て、一般論でけっこうですけども、リサイクルに回している現状みたいなものがあれば、制度としてどういうものであるかということを含めて少し情報をいただければ、大阪市もこれに近いモデルでやれば、おそらくこっちへ回るだろうという予測ができますので、そのところをお願いしたいと思います。

村田部会長

他都市の実例で参考になるものがありましたら。

田村委員

大阪市内の例えば許可収集業者さんとか、あるいは稼働しているリサイクル施設とかの状況調査みたいなものはありますか。

深津課長

それはわかると思います。大阪の場合、例えば紙問屋が多いとか、いろいろあるんですけども、そういう状況はある程度はわかると思います。

田村委員

わざわざまとめなきゃいけないようなものですか。何か資料になってまとまっているものがどこかにあるんですか。

深津課長

ちょっと私は見たことはないんですけど、おそらくある程度はわかると思いますので、わかる限りでそのへんも準備させていただきます。テーマにもよりますので、もしかしたら次回はお示しできないかもわかりませんが、テーマごとに資料で必要なものは提示させていただきたいと思っております。

山本課長

許可業者さんは 369 業者あるんですけども、市によっては業者さんで市を地域割りしたりするんですが、大阪市の場合、そういうのがないので、全体で業者さんがなんぼあって、規模がどれぐらいに分かれていてとか、全体でどれぐらい収集されているというような資料は、すぐご用意できるかと思います。

村田部会長

最近では許可業者さんの新規参入はもちろんだらうと思うんですが、事業を廃止された方はあるわけですか。

山本課長

若干はございます。

村田部会長

どのぐらい？

山本課長

平成5年当時は390ぐらいあったので、20社とか。ですから、1年に1社とかそれぐらいで、例えば高齢になられて継承者もおられないので廃業されるとか。そんなにバタバタという形ではないです。

村田部会長

例えば飯が食えんようになったからもうやめるわとか、そんな話ではないですね。

山本課長

そういう理由で廃業を申し出られた方は、ちょっと私自身としては聞いておらないです。

村田部会長

新規参入はないはずですね。

山本課長

今のところは、処理能力を満たしているということで。

村田部会長

最高裁の判例でも、新規参入は認めんでもいいという話ですから。次回は10月に？

深津課長

そうですね。10月上旬か中旬ごろということでご日程をいただければと思っております。できましたら、この場である程度決めていただきましたらありがたいです。

(日程調整)

深津課長

それでは、14日の2時ぐらいということで、いかがでしょうか。また場所は私どもからご報告させていただきますので、その節はよろしくお願いたします。

清原課長代理

第2回の手数料あり方検討部会の開催は、平成20年10月14日の午後、場所等の詳細につきましては、後日、事務局から各委員の皆様にご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

本日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後3時50分